

川崎市教育委員会規則第4号

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則

川崎市就学奨励規則（平成 15 年川崎市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（支給の申請）

第 4 条 援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費申請書（以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 委員会は、前項の規定による認定をしたときは、児童生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）にその旨を通知するものとする。

第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。